

# 伊 勢 市 公 報

第 146 号  
平成 23 年 12 月 5 日  
月 曜 日

## 目 次

	頁
<b>条 例</b>	
○ 伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例	3
<b>告 示</b>	
○ 伊勢市議会臨時会の招集について	13
○ 伊勢市議会定例会の招集について	14
○ 市道の路線の認定について	15
○ 道路の供用開始について	17
○ 道路の区域の決定について	19
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	21
<b>伊勢市農業委員会委員選挙選挙長告示</b>	
○ 伊勢市農業委員会委員選挙第 1 選挙区選挙長関係	
・ 候補者の届出について	22
・ 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時について	23
○ 伊勢市農業委員会委員選挙第 2 選挙区選挙長関係	
・ 候補者の届出について	24
・ 無投票の確定について	25
○ 伊勢市農業委員会委員選挙第 3 選挙区選挙長関係	
・ 候補者の届出について	26
・ 無投票の確定について	27
○ 伊勢市農業委員会委員選挙第 4 選挙区選挙長関係	
・ 候補者の届出について	28
・ 無投票の確定について	29
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 伊勢市農業委員会委員選挙関係	
・ 選挙期日について	30
・ 選挙長及び同職務代理者の選任について	31
・ 投票管理者及び同職務代理者の選任について	33
・ 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について	35
・ 選挙長の行う告示の方法について	37
・ 投票用紙の様式について	38
・ 投票用紙等に押すべき印について	40
・ 開票事務と選挙会事務の合同について	41
・ 期日前投票所の設置について	42
・ 投票所の設置について	43
・ 投票所の開閉時刻の変更について	45
・ 選挙会の日時及び場所について	46
・ 当選人の住所及び氏名について	47
<b>上下水道告示</b>	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	49

公 告

- |                        |    |
|------------------------|----|
| ○ 地籍調査に係る地図及び簿冊の閲覧について | 50 |
| ○ 農用地利用集積計画について        | 52 |
| ○ 犬の抑留について             | 53 |

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 11 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 19 号

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員給与条例（平成 17 年伊勢市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 一般職給料表（第 3 条関係）

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800

12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500

33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500
37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700
39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600
40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500
41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100
42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900
43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600
44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400
45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200
46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000
47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800
48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600
49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200
50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000
51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800
52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600

53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200
54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000
55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800
56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600
57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200
58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000
59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800
60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600
61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200
62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200	
63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900	
64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600	
65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900	
66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500	
67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200	
68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900	
69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400	
70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100	
71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800	
72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500	
73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000	

74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700
75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400
76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100
77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600
78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100	
79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800	
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500	
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000	
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700	
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400	
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100	
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600	
86	239,700	294,800	343,200	383,900		
87	240,400	295,100	343,700	384,500		
88	241,100	295,500	344,200	385,100		
89	241,900	295,800	344,600	385,800		
90	242,400	296,200	345,100	386,400		
91	242,900	296,600	345,600	387,000		
92	243,400	297,000	346,100	387,600		
93	243,700	297,100	346,300	388,300		
94		297,500	346,800			



95	297,900	347,300			
96	298,300	347,800			
97	298,500	347,900			
98	298,900	348,400			
99	299,300	348,900			
100	299,700	349,400			
101	299,900	349,700			
102	300,300	350,100			
103	300,700	350,500			
104	301,100	350,900			
105	301,300	351,400			
106	301,600	351,800			
107	302,000	352,200			
108	302,400	352,600			
109	302,600	353,100			
110	303,000	353,500			
111	303,400	353,900			
112	303,700	354,200			
113	303,800	354,700			
114	304,200				
115	304,600				

	116		305,000					
	117		305,200					
	118		305,500					
	119		305,800					
	120		306,100					
	121		306,500					
	122		306,800					
	123		307,100					
	124		307,400					
	125		307,800					
再 任 用 職 員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600

(伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成18年伊勢市条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「100分の99.59」を「100分の99.1」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成 23 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の伊勢市職員給与条例第 25 条第 2 項(同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第 4 項から第 6 項まで(伊勢市職員の育児休業等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 29 号)第 17 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第 36 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 5 項又は附則第 13 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成 23 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員(伊勢市職員給与条例第 38 条に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例(平成 18 年伊勢市条例第 43 号)附則第 7 項の規定の適用を受けない職員に限る。)からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(平成 23 年 4 月 1 日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して市長の定めるものを除く。)にあつては、その減額改定対象職員となった日(当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち市長の定める日))において減額改定対象職員が受けるべき給料、給料の調整額、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給され

なかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他市長の定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して市長の定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
一般職給料表	1 級	1 号給から 93 号給まで
	2 級	1 号給から 76 号給まで
	3 級	1 号給から 60 号給まで
	4 級	1 号給から 44 号給まで
	5 級	1 号給から 36 号給まで
	6 級	1 号給から 28 号給まで
	7 級	1 号給から 16 号給まで

(2) 平成 23 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して市長の定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額

3 平成 23 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日までの間において市長の定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して市長の定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び市長の定める者との権衡を考慮して市長の定める額」とする。

(委任)

4 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

伊勢市告示第 133 号

伊勢市議会臨時会を次のとおり招集します。

平成 23 年 11 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 23 年 11 月 24 日（木） 午後 1 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場
- 3 付議すべき事件
  - (1) 伊勢市職員給与条例等の一部改正について
  - (2) 財産の処分について

伊勢市告示第 134 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 23 年 11 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 23 年 12 月 5 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市告示第 135 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 23 年 11 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
宇治浦田 1 丁目 23-3 号線	宇治浦田町 181 番 2 地先		
	宇治浦田 1 丁目 276 番地先		
湯田 23-4 号線	小俣町湯田 518 番 6 地先		
	小俣町湯田 517 番地先		
湯田 23-5 号線	小俣町湯田 516 番 52 地先		
	小俣町湯田 516 番 52 地先		
上地 23-6 号線	上地町字豆塚 4129 番 8 地先		
	上地町字豆塚 4129 番 5 地先		
黒瀬 23-7 号線	黒瀬町字向山 559 番 11 地先		
	黒瀬町字向山 559 番 33 地先		

黒瀬 23-8 号線	黒瀬町字向山 559 番 24 地先		
	黒瀬町字向山 559 番 8 地先		
黒瀬 23-9 号線	黒瀬町字向山 559 番 12 地先		
	黒瀬町字向山 559 番 15 地先		
津村 23-10 号線	津村町字今新田 768 番 10 地先		
	津村町字今新田 768 番 13 地先		
藤里 23-11 号線	藤里町字又作田 130 番 1 地先		
	藤里町字五斗代 126 番 6 地先		
藤里 23-12 号線	藤里町字五斗代 126 番 12 地先		
	藤里町字五斗代 232 番 2 地先		
藤里 23-13 号線	藤里町字五斗代 126 番 14 地先		
	藤里町字五斗代 126 番 7 地先		
藤里 23-14 号線	藤里町字海ヶ坪 660 番 1 地先		
	藤里町字海ヶ坪 658 番 4 地先		
藤里 23-15 号線	藤里町字海ヶ坪 656 番 3 地先		
	藤里町字海ヶ坪 656 番 4 地先		
宇治浦田 1 丁目 23-16 号線	宇治浦田 1 丁目 180 番 3 地先		
	宇治浦田 1 丁目 305 番 39 地先		
宇治浦田 1 丁目 23-17 号線	宇治館町字岩井田沖 384 番 6 地内		
	宇治館町字岩井田沖 557 番地内		



伊勢市告示第 136 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 23 年 11 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
宇治浦田 1 丁目 23-3 号線	宇治浦田町 181 番 2 地先から 宇治浦田 1 丁目 276 番地先まで
湯田 23-4 号線	小俣町湯田 518 番 6 地先から 小俣町湯田 517 番地先まで
湯田 23-5 号線	小俣町湯田 516 番 52 地先から 小俣町湯田 516 番 52 地先まで
上地 23-6 号線	上地町字豆塚 4129 番 8 地先から 上地町字豆塚 4129 番 5 地先まで
黒瀬 23-7 号線	黒瀬町字向山 559 番 11 地先から 黒瀬町字向山 559 番 33 地先まで
黒瀬 23-8 号線	黒瀬町字向山 559 番 24 地先から 黒瀬町字向山 559 番 8 地先まで

黒瀬 23-9 号線	黒瀬町字向山 559 番 12 地先から 黒瀬町字向山 559 番 15 地先まで
津村 23-10 号線	津村町字今新田 768 番 10 地先から 津村町字今新田 768 番 13 地先まで
藤里 23-11 号線	藤里町字又作田 130 番 1 地先から 藤里町字五斗代 126 番 6 地先まで
藤里 23-12 号線	藤里町字五斗代 126 番 12 地先から 藤里町字五斗代 232 番 2 地先まで
藤里 23-13 号線	藤里町字五斗代 126 番 14 地先から 藤里町字五斗代 126 番 7 地先まで
藤里 23-14 号線	藤里町字海ヶ坪 660 番 1 地先から 藤里町字海ヶ坪 658 番 4 地先まで
藤里 23-15 号線	藤里町字海ヶ坪 656 番 3 地先から 藤里町字海ヶ坪 656 番 4 地先まで
宇治浦田 1 丁目 23-16 号線	宇治浦田 1 丁目 180 番 3 地先から 宇治浦田 1 丁目 305 番 39 地先まで
宇治浦田 1 丁目 23-17 号線	宇治館町字岩井田沖 384 番 6 地内から 宇治館町字岩井田沖 557 番地内まで

供用開始の期日 平成 23 年 11 月 30 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 137 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

平成 23 年 11 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	宇治浦田 1 丁目 23-3 号線	6.0 ～ 6.0	13
市 道	湯田 23-4 号線	6.0 ～ 10.0	110
市 道	湯田 23-5 号線	6.0 ～ 13.0	87
市 道	上地 23-6 号線	6.0 ～ 13.0	54
市 道	黒瀬 23-7 号線	6.0 ～ 13.0	97
市 道	黒瀬 23-8 号線	6.0 ～ 13.0	111
市 道	黒瀬 23-9 号線	6.0 ～ 13.0	53
市 道	津村 23-10 号線	6.0 ～ 13.0	71
市 道	藤里 23-11 号線	6.0 ～ 10.0	162
市 道	藤里 23-12 号線	5.0 ～ 10.0	229
市 道	藤里 23-13 号線	5.0 ～ 7.0	23
市 道	藤里 23-14 号線	4.0 ～ 10.0	47
市 道	藤里 23-15 号線	4.0 ～ 10.0	98

市 道	宇治浦田 1 丁目 23-16 号線	7.0 ~ 12.5	325
市 道	宇治浦田 1 丁目 23-17 号線	5.0 ~ 9.9	397

区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市教育委員会告示第 14 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 23 年 11 月 21 日

伊勢市教育委員会  
委員長 熊谷 渉

記

- 1 日 時 平成 23 年 11 月 28 日（月）午後 7 時
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第 1・2 会議室
- 3 会議に付する事件  
議案第 28 号 平成 24 年度伊勢市立小中学校教職員人事異動方針案  
について  
議案第 29 号 伊勢市立図書館協議会委員の任命について

伊勢市選挙管理委員会告示第56号

伊勢市農業委員会委員選挙の任期満了による選挙を下記のとおり行います。

平成23年11月20日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

1 選挙期日 平成23年11月27日（日）

伊勢市選挙管理委員会告示第57号

平成23年11月27日執行の伊勢市農業委員会委員選挙における各選挙区の選挙長  
及び同職務代理者を、別紙のとおり選任します。

平成23年11月20日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

## 平成23年11月27日執行伊勢市農業委員会委員選挙

選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者

選挙区	選挙長		選挙長の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
第1	省略	森 眞光	省略	西城 勇
第2	省略	久保 芳洋	省略	廣 正文
第3	省略	日置 種松	省略	藤原 孝博
第4	省略	辻 経生	省略	林 慶達



伊勢市選挙管理委員会告示第58号

平成23年11月27日執行の伊勢市農業委員会委員選挙における各投票区の投票管理者及び同職務代理者を、別紙のとおり選任します。

平成23年11月20日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 鈴木市郎

農業委員会委員選挙投票管理者及び職務代理者

平成23年11月27日執行

選挙区	投票区	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
		住所	氏名	住所	氏名
第1	第1	省略	中村 喜保	省略	梅谷 修
	第2	省略	中川 清	省略	西 恒也
	第3	省略	金森 克實	省略	金森 忠三
	第4	省略	宮間 幸一	省略	牛江 政男
	第5	省略	奥田 義久	省略	泉 一嘉
第2	第1	省略	板谷 幸治	省略	大西 信孝
	第2	省略	南谷 甚一郎	省略	堤 和生
	第3	省略	上田 泰	省略	中西 利和
第3	第1	省略	辻元 敏一	省略	長谷川 厚志
	第2	省略	米田 和生	省略	浅沼 紀之
第4	第1	省略	山本 貞夫	省略	吉居 寛典
	第2	省略	岡村 和行	省略	西村 喜代司
	第3	省略	世古口 齊	省略	中居 弘和

伊勢市選挙管理委員会告示第59号

平成23年11月27日執行の伊勢市農業委員会委員選挙における期日前投票所の投票管理者及びこれを代理すべき者を、別紙のとおり選任します。

平成23年11月20日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 鈴木市郎

平成 23 年 11 月 27 日執行

農業委員会委員選挙期日前投票管理者及び職務代理者

1 投票管理者

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	世古口 齊	平成 23 年 11 月 21 日
省略	辻 経生	平成 23 年 11 月 22 日
省略	山本 貞夫	平成 23 年 11 月 23 日
省略	中川 清	平成 23 年 11 月 24 日
省略	金森 克實	平成 23 年 11 月 25 日
省略	宮間 幸一	平成 23 年 11 月 26 日

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	中居 弘和	平成 23 年 11 月 21 日
省略	林 慶達	平成 23 年 11 月 22 日
省略	山本 平和	平成 23 年 11 月 23 日
省略	西 恒也	平成 23 年 11 月 24 日
省略	金森 忠三	平成 23 年 11 月 25 日
省略	牛江 政男	平成 23 年 11 月 26 日

伊勢市選挙管理委員会告示第60号

平成23年11月27日執行の伊勢市農業委員会委員選挙における選挙長の行う告示は、  
伊勢市公告式条例によります。

平成23年11月20日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

伊勢市選挙管理委員会告示第61号

平成23年11月27日執行の伊勢市農業委員会委員選挙に用いる投票用紙の様式を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、別紙のとおり定めま

す。

平成23年11月20日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

平成二十三年 伊勢市農業委員会委員  
執行 選挙投票

○ 注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

伊勢市  
選挙管理  
委員会印

こうほしゃしめい  
候補者氏名

--

伊勢市選挙管理委員会告示第62号

平成23年11月27日執行の伊勢市農業委員会委員選挙に用いる投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用封筒に押すべき印を、下記のとおり定めます。

平成23年11月20日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記





伊勢市選挙管理委員会告示第63号

平成23年11月27日執行の伊勢市農業委員会委員選挙における開票事務は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条の規定により、選挙会場において選挙会の事務にあわせて行います。

平成23年11月20日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

伊勢市選挙管理委員会告示第64号

平成23年11月27日執行の伊勢市農業委員会委員選挙における期日前投票所を下記のとおり設けますので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項による読み替え後の第41条第1項の規定により告示します。

平成23年11月20日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- 1 投票所 期日前投票所
- 2 場所 伊勢市役所東庁舎4-3会議室
- 3 執務を行うべき日 平成23年11月21日（月）～  
平成23年11月26日（土）6日間
- 4 執務を行うべき時間 午前8時30分～午後8時

伊勢市選挙管理委員会告示第65号

平成23年11月27日執行の伊勢市農業委員会委員選挙における各選挙区の各投票区投票所を、別紙のとおり設置します。

平成23年11月20日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

選挙区	投票区	所在地	投票所の場所
第1選挙区	第1投票区	岩湫1丁目	伊勢市役所本館1階ホール
	第2投票区	神社港	神社地区コミュニティセンター
	第3投票区	大湊町	大湊地区コミュニティセンター
	第4投票区	黒瀬町	浜郷地区コミュニティセンター
	第5投票区	楠部町	四郷地区コミュニティセンター
第2選挙区	第1投票区	前山町	宮本地区コミュニティセンター
	第2投票区	上地町	城田地区コミュニティセンター
	第3投票区	上野町	伊勢市沼木農村環境改善センター
第3選挙区	第1投票区	西豊浜町	豊浜地区コミュニティセンター
	第2投票区	村松町	北浜地区コミュニティセンター
第4選挙区	第1投票区	二見町	二見公民館
	第2投票区	小俣町	小俣公民館
	第3投票区	御菌町	御菌総合支所

伊勢市選挙管理委員会告示第66号

平成23年11月27日執行の伊勢市農業委員会委員選挙において、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、投票所の開閉時刻を、下記のとおり変更します。

平成23年11月20日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

投票所 全選挙区全投票区

投票所を開く時刻 午前7時00分

投票所を閉じる時刻 午後6時00分

伊勢市選挙管理委員会告示第67号

平成23年11月27日執行の伊勢市農業委員会委員選挙における選挙会の日時及び場

所を、下記のとおり定めます。

平成23年11月20日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

選挙区	有投票のとき		無投票のとき	
	日時	場所	日時	場所
第1選挙区	平成23年 11月27日 午後7時20分	伊勢市役所 本館 4-5会議室	平成23年 11月28日 午前10時	伊勢市役所 東庁舎 4-3会議室
第2選挙区				
第3選挙区				
第4選挙区		伊勢市役所 東庁舎 4-3会議室		

伊勢市選挙管理委員会告示第68号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の3第1項の規定により、平成23年11月27日執行の伊勢市農業委員会委員選挙の当選人の報告があったので、同条第2項の規定により下記のとおりその者の住所及び氏名を告示します。

平成23年11月28日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

伊勢市農業委員会委員選挙当選人

別紙当選人一覧表のとおり

# 伊勢市農業委員会委員選挙当選人一覧表

## 第1選挙区（定数8人 当選人8人）

住 所	氏 名
省略	山添 久憲
省略	金森 弘
省略	酌井 良明
省略	北川 勝
省略	多田 貢
省略	宮間 律行
省略	杉浦 勝治
省略	畦地 幸善

## 第2選挙区（定数6人 当選人6人）

住 所	氏 名
省略	田中 眞一
省略	岡田 敏男
省略	小林 繁明
省略	森川 正弘
省略	中井 忠
省略	石谷 源右

## 第3選挙区（定数8人 当選人8人）

住 所	氏 名
省略	中西 修
省略	廣垣 逸夫
省略	川邊 秋彦
省略	中村 博義
省略	北村 安弘
省略	川井 増男
省略	角屋 幸保
省略	荒木 利弘

## 第4選挙区（定数8人 当選人8人）

住 所	氏 名
省略	田畑 春雄
省略	松家 昇
省略	奥野 隆史
省略	山下 克己
省略	早川 繁一
省略	金子 峰生
省略	中川 英一
省略	廣辻 弘武



農委選挙第1選挙区選挙長告示第1号

平成23年11月27日執行の伊勢市農業委員会委員選挙第1選挙区における候補者として、下記のとおり届出がありました。

平成23年11月20日

伊勢市農業委員会委員選挙  
第1選挙区選挙長 森 眞光

記

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	11.20	本人	なかがわ たかし 中川 隆	男	省略	S26. 8. 12	60	無所属	農業
2	11.20	本人	やまぞえ ひさのり 山添 久憲	男	省略	S21. 12. 23	64	無所属	農業
3	11.20	本人	かなもり ひろし 金森 弘	男	省略	S11. 4. 1	75	無所属	農業
4	11.20	本人	しゃくい よしあき 酌井 良明	男	省略	S18. 8. 25	68	無所属	農業
5	11.20	本人	きたがわ まさる 北川 勝	男	省略	S11. 6. 1	75	無所属	農業
6	11.20	本人	ただ みつぐ 多田 貢	男	省略	S20. 3. 28	66	無所属	農業
7	11.20	本人	みやま りつゆき 宮間 律行	男	省略	S21. 4. 12	65	無所属	農業
8	11.20	本人	すぎうら かつじ 杉浦 勝治	男	省略	S14. 10. 8	72	無所属	農業
9	11.20	本人	あぜち ゆきよし 畦地 幸善	男	省略	S19. 8. 11	67	無所属	農業

## 農委選挙第1選区選挙長告示第2号

平成23年11月27日執行の伊勢市農業委員会委員選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所を次のように定めたので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示します。

平成23年11月21日

伊勢市農業委員会委員選挙

第1選挙区選挙長 森 眞 光

### 記

- 1 くじを行う日時 平成23年11月24日（木）午後6時
- 2 くじを行う場所 伊勢市岩渕1丁目7番29号  
伊勢市役所東庁舎4階  
伊勢市選挙管理委員会室

農委選挙第2選区選挙長告示第1号

平成23年11月27日執行の伊勢市農業委員会委員選挙第2選挙区における候補者として、下記のとおり届出がありました。

平成23年11月20日

伊勢市農業委員会委員選挙  
第2選挙区選挙長 久保 芳洋

記

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	11.20	本人	たなか しんいち 田中 眞一	男	省略	S27.10.10	59	無所属	自営業・農業
2	11.20	本人	おかだ としお 岡田 敏男	男	省略	S17.9.4	69	無所属	農業
3	11.20	本人	こばやし しげあき 小林 繁明	男	省略	S21.12.23	64	無所属	農業
4	11.20	本人	もりかわ まさひろ 森川 正弘	男	省略	S32.12.30	53	無所属	農業
5	11.20	本人	なかい ただし 中井 忠	男	省略	S15.7.20	71	無所属	農業
6	11.21	本人	いしたに げんすけ 石谷 源右	男	省略	S11.1.29	75	無所属	農業

農委選挙第2選区選挙長告示第2号

平成23年11月27日執行の伊勢市農業委員会委員選挙第2選挙区において、届出のあった候補者の数が、選挙すべき委員の定数を超えないため、投票は行いません。

平成23年11月20日

伊勢市農業委員会委員選挙

第2選挙区選挙長 久保 芳洋

農委選挙第3選区選挙長告示第1号

平成23年11月27日執行の伊勢市農業委員会委員選挙第3選挙区における候補者として、下記のとおり届出がありました。

平成23年11月20日

伊勢市農業委員会委員選挙  
第3選挙区選挙長 日置 種松

記

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	11.20	本人	なかにし しゅう 中西 修	男	省略	S23.2.6	63	無所属	農業
2	11.20	本人	ひろがき いつお 廣垣 逸夫	男	省略	S29.1.6	57	無所属	農業
3	11.20	本人	かわべ あきひこ 川邊 秋彦	男	省略	S11.10.28	75	無所属	農業
4	11.20	本人	なかにし ひろよし 中村 博義	男	省略	S12.1.2	74	無所属	農業
5	11.20	本人	きたむら やすひろ 北村 安弘	男	省略	S26.7.7	60	無所属	農業・漁業
6	11.20	本人	かわい すすむ 川井 増男	男	省略	S24.1.29	62	無所属	農業
7	11.20	本人	かどや やす 角屋 幸保	男	省略	S25.9.6	61	無所属	農業
8	11.20	本人	あらかし としひろ 荒木 利弘	男	省略	S29.1.24	57	無所属	農業

農委選挙第3選区選挙長告示第2号

平成23年11月27日執行の伊勢市農業委員会委員選挙第3選挙区において、届出のあった候補者の数が、選挙すべき委員の定数を超えないため、投票は行いません。

平成23年11月20日

伊勢市農業委員会委員選挙

第3選挙区選挙長 日置 種松

農委選挙第4選区選挙長告示第1号

平成23年11月27日執行の伊勢市農業委員会委員選挙第4選挙区における候補者として、下記のとおり届出がありました。

平成23年11月20日

伊勢市農業委員会委員選挙  
第4選挙区選挙長 辻 経生

記

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	11.20	本人	たばた はるお 田畑 春雄	男	省略	S26.4.23	60	無所属	農業
2	11.20	本人	まつや のぼる 松家 昇	男	省略	S22.6.1	64	無所属	農業
3	11.20	本人	おくの たかし 奥野 隆史	男	省略	S32.1.20	54	無所属	農業
4	11.20	本人	やました かつみ 山下 克己	男	省略	S25.7.7	61	無所属	会社員
5	11.20	本人	はやかわ しげいち 早川 繁一	男	省略	S21.12.24	64	無所属	農業
6	11.20	本人	かねこ みねお 金子 峰生	男	省略	S27.2.14	59	無所属	臨時労務員
7	11.20	本人	なかがわ えいいち 中川 英一	男	省略	S17.11.3	69	無所属	農業
8	11.20	本人	ひろつじ ひろむ 廣辻 弘武	男	省略	S18.8.16	68	無所属	農業

農委選挙第4選区選挙長告示第2号

平成23年11月27日執行の伊勢市農業委員会委員選挙第4選挙区において、届出のあった候補者の数が、選挙すべき委員の定数を超えないため、投票は行いません。

平成23年11月20日

伊勢市農業委員会委員選挙

第4選挙区選挙長 辻 経生



伊勢市上下水道事業告示第 38 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 23 年 11 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
317	株式会社 山下	度会郡度会町南中 村 922 番地	平成 23 年 11 月 11 日

## 伊勢市公告第 71 号

岩渕 3 丁目及び岩渕町の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、下記の通り一般の閲覧に供する。

平成 23 年 11 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 地図及び簿冊の名称

伊勢市岩渕 3 丁目及び岩渕町の地籍図及び地籍簿

2 地図は平成 22 年 12 月 20 日に測量し、簿冊は平成 23 年 3 月 31 日現在の状況により作成したものである。

### 3 閲覧期間

平成 23 年 11 月 24 日から平成 23 年 12 月 14 日まで。ただし、土曜日（平成 23 年 11 月 26 日を除く。）及び日曜日は除く。

### 4 閲覧場所

伊勢市観光文化会館 4 階小会議室（平成 23 年 11 月 24 日から平成 23 年 11 月 26 日まで）

伊勢市役所東庁舎 5 階第 1 会議室（平成 23 年 11 月 28 日から平成 23 年 12 月 14 日まで）

### 5 閲覧時間

平成 23 年 11 月 24 日から平成 23 年 11 月 25 日まで 午前 10 時から午後 8 時まで

平成 23 年 11 月 26 日から平成 23 年 12 月 14 日まで 午前 9 時から午後 5 時まで

- 6 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、伊勢市に対し訂正の申出をすることができます。
- 7 誤り等訂正の申出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参して下さい。
- 8 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

伊勢市公告第 72 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 23 年 11 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 73 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 23 年 11 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市 一之木 4 丁目	雑種	白	雌	中	91 日 以上	首輪（青）

2 抑留した日 平成 23 年 11 月 28 日

3 抑留期限 平成 23 年 12 月 5 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）